

平成25年3月13日

無線設備規則等の一部を改正する省令案について
(平成25年3月13日 諮問第7号)

[広帯域電力線搬送通信設備 (PLC) の屋外利用に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(臼井電波監視官、黒田係長)

電話：03-5253-5905

無線設備規則の一部を改正する省令案について

—広帯域電力線搬送通信設備（PLC）の屋外利用に関する制度整備—

1 諮問の概要

現在、「広帯域電力線搬送通信設備」については屋内においてのみ利用が認められているが、平成22年6月に閣議決定された「スマートメータの普及促進に向けた屋外通信（PLC通信）規制の緩和」の要望や事業者からの具体的な提案等を踏まえ、情報通信審議会において審議が行われ、平成24年10月19日に一部答申を受けた。これを踏まえて、利用範囲を屋外（分電盤から負荷側）に拡大するための技術基準を規定すべく無線設備規則を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 利用範囲の拡大

これまで屋内に限定していた広帯域電力線搬送通信設備（「広帯域 PLC 設備」という。以下同じ。）の利用範囲を、屋外（分電盤から負荷側）まで拡大する。

(2) 屋外利用が可能な広帯域 PLC 設備の規定の整備

これまでの屋内広帯域 PLC 設備のほかに、新たに屋外利用が可能な広帯域 PLC 設備に関する規定を加え、その通信状態における伝導妨害波の許容値は、これまでの屋内広帯域 PLC 設備と比較して 10dB 下げた値を適用する。

(3) 外付けの PLC 装置における通信線への伝導妨害波の許容値の適用

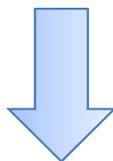
平成 18 年に広帯域 PLC 設備の屋内利用が制度化された時点では、国際無線障害特別委員会（CISPR）において、情報技術装置における通信線への伝導妨害波の許容値が標準化されていなかったため、広帯域 PLC 設備の通信線への伝導妨害波への準用を見送った。平成 22 年に同許容値が規定されたことから、今回、屋内外を問わず、通信線への伝導妨害波の許容値を設けるとともに、内蔵型 PLC 装置に対するこの適用を除外することを規定する。

広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に関する制度整備

1. これまで屋内に限定していた広帯域電力線搬送通信設備(「PLC設備」という。以下同じ。)の利用範囲を、屋外(分電盤から負荷側)でも利用可能とし、所要の規定を整備

設備規則第59条第1項第1号(現行)

電力線搬送通信設備(施行規則第44条第1項第1号に規定する電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。)にあつては、10kHzから450kHzまで又は屋内において2MHzから30MHzまでの周波数を使用するものであること。



設備規則第59条第1項第1号(改正案)

電力線搬送通信設備(施行規則第44条第1項第1号に規定する電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。)にあつては、10kHzから450kHzまでの周波数又は同条第2項第2号に規定する分電盤から負荷側において2MHzから30MHzまでの周波数を使用するものであること。

(参考)電波法施行規則第44条(案)

第1項第1号 電力線搬送通信設備(電力線に10kHz以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げるもの

- (1) 定格電圧100V又は200V及び定格周波数50Hz又は60Hzの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの
- (2) 受信のみを目的とするもの

第2項第2号 電気使用者(電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第24条の2第1号に規定する電気使用者をいう。)の引込口における分電盤から負荷側において2MHzから30MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する次に掲げる電力線搬送通信設備(以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。)

- (1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備(広帯域電力線搬送通信設備のうち、屋内においてのみ使用するものをいう。以下同じ。)
- (2) (1)以外のもの

2. 屋外PLC設備について通信状態における電力線への伝導妨害波の許容値を規定

周波数帯	許容値(1 μ Aを0dBとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz～500kHz	36dB～26dB	26dB～16dB
500kHz～2MHz	26dB	16dB
2MHz～15MHz	30dB	20dB
15MHz～30MHz	20dB	10dB

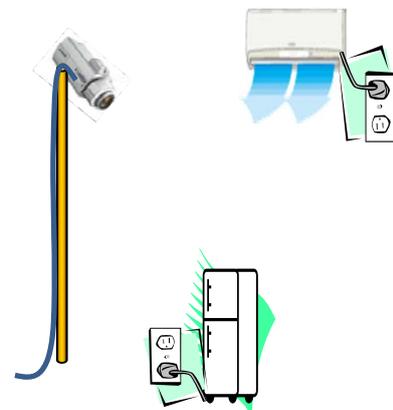


周波数帯	許容値(1 μ Aを0dBとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz～500kHz	36dB～26dB	26dB～16dB
500kHz～2MHz	26dB	16dB
2MHz～15MHz	20dB(屋内PLC設備にあつては30dB)	10dB(屋内PLC設備にあつては20dB)
15MHz～30MHz	10dB(屋内PLC設備にあつては20dB)	0dB(屋内PLC設備にあつては10dB)

3. 外付けのPLC装置における通信線等への伝導妨害波の電流許容値を規定

周波数帯	許容値(1 μ Aを0dBとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz～500kHz	40dB～30dB	30dB～20dB
500kHz～30MHz	30dB	20dB

ただし、通信線又はそれに相当する部分が一の筐体内に收容されている場合は、適用しない。



平成 25 年 3 月 13 日

無線設備規則の一部を改正する省令案について
(平成 25 年 3 月 13 日 諮問第 8 号)

[1. 2GHz 帯及び 2.3GHz 帯放送事業用無線局 (FPU) の導入に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(向井課長補佐、廣江係長)

電話：03-5253-5786

無線設備規則の一部を改正する省令案について

—1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯放送事業用無線局(FPU)の導入に関する制度整備—

1 諮問の概要

現在、800MHz 帯、マイクロ波帯[※]、42GHz 帯及び 55GHz 帯において番組伝送用の放送事業用無線局が運用されている。

800MHz 帯については、平成 24 年 4 月に周波数割当計画が変更され 1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯に移行することとなった。

このため、情報通信審議会において「放送システムに関する技術的条件」のうち「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」について審議を行い、本年 1 月 25 日に「1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯を使用する放送事業用無線局(FPU)の技術的条件」に関して一部答申を受け、同答申に沿って移動業務の無線局の技術的条件について規定の整備を行うものである。

なお、1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯を使用する放送事業用無線局(FPU)の利用イメージ、検討の概要等は別紙のとおりである。

※5.9GHz 帯、6.5GHz 帯、6.9GHz 帯、10.3GHz 帯、10.6GHz 帯、13.0GHz 帯

2 改正省令の概要

無線設備規則の一部を改正する省令案の概要は、次のとおりである。

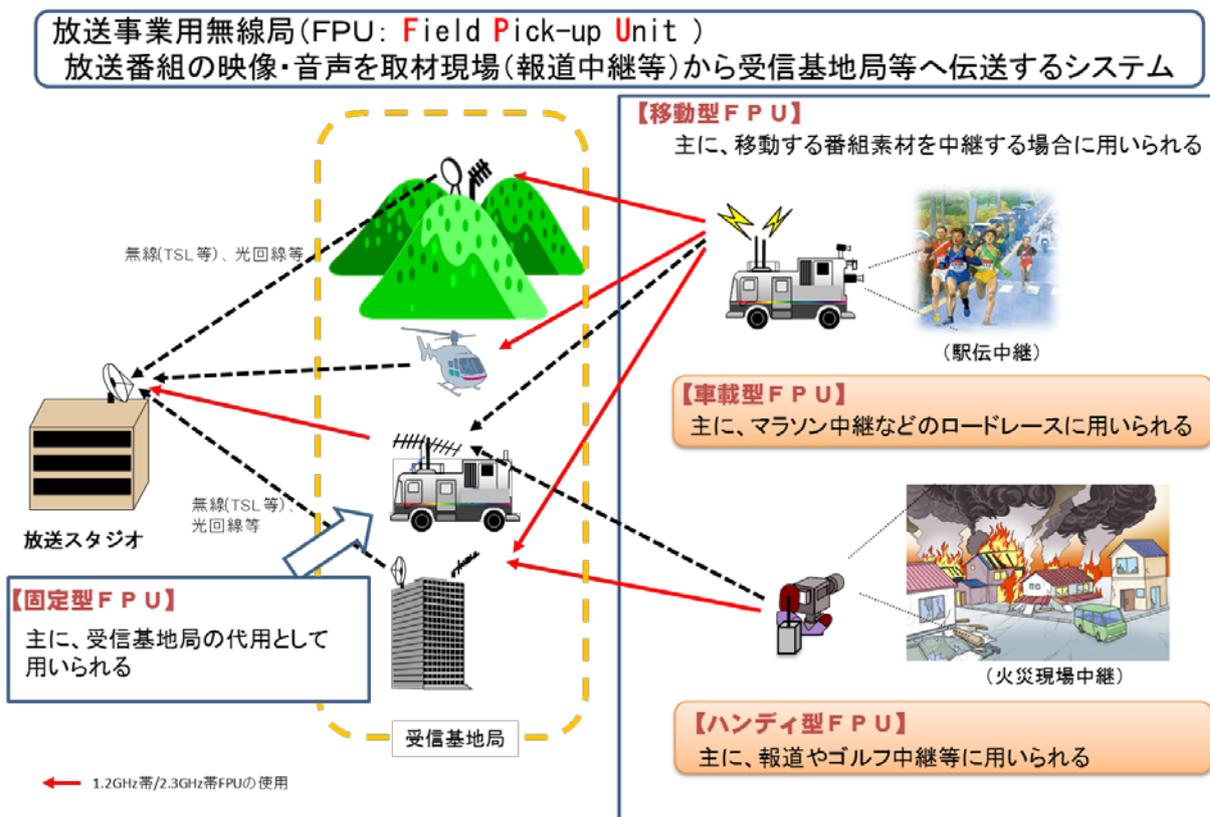
(1) 1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯を使用する放送事業用無線局(FPU)

番組素材中継を行う無線局のうち、1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯を使用する移動業務の無線局の無線設備の技術基準を整備(無線設備規則第37条の27の21、同別表第1号、同別表第2号)

3 施行期日

平成25年3月 公布・施行(予定)

1. 1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯を使用する放送事業用無線局 (FPU) の利用イメージ



2. 検討に使用した要求条件

移行する1.2GHz帯及び2.3GHz帯においても800MHz帯FPUの性能や運用性を確保し、地理的及び時間的な制約なく全国共通の運用を可能とするための要求条件を以下のとおりとした。

(1) 伝送

- ・見通し外の移動中継が可能であること。
- ・送信アンテナが正確に受信アンテナに向かない場合でも、的確な素材伝送が可能なこと
- ・都市部などマルチパス環境下でも的確な素材伝送が可能なこと

(2) 伝送距離

- ・固定中継において0.1km～50kmの伝搬距離を確保できること
- ・移動中継において0.1km～10kmの伝搬距離を確保できること

(3) 画質

高品質なHDTV(フルHD)が伝送可能なこと

(4) 同時使用可能な伝送チャンネル数の確保

800MHz帯FPUに割り当てられている4チャンネル以上を確保すること

3. 検討の概要

要求条件に基づき、伝送及び伝送距離、画質、伝送チャンネル数について、以下の検討方針に基づき、検討を行った。

(1) 伝送及び伝送距離

- ① 要求条件の固定中継、移動中継の利用シーンを踏まえ伝送距離等を想定し、必要な空中線電力を逆算した
- ② 移動中継では、移動しながらの伝送であり、マルチパス、回折などさまざまな損失が考えられることから、特にキャリア変調方式や誤り訂正についても考慮した
- ③ 回線瞬断率は、従来 FPU に適用してきた年間 0.5%以下とした

(2) 画質

- ① フル HD(水平画素数:1920)を伝送可能とした
- ② コーデックは、実用のものであるとして高い圧縮率が高い H.264 Level4/High 4:2:2 とした
- ③ 伝送形態(固定中継又は移動中継)に応じ、必要とする所要 TS ビットレートを伝送可能とした

(3) 同時使用可能な伝送チャンネル数の確保

- ① 1.2GHz 帯においては、少なくともフルモードで3チャンネル、ハーフモードで6チャンネルを確保することとした
- ② 2.3GHz 帯においては、少なくともフルモードで2チャンネル、ハーフモードで4チャンネルを確保することとした

4. 周波数共用の方法

干渉対象局		干渉対策(運用調整により共用可能とする方法)
特定ラジオマイク		800MHz 帯と同様の運用調整にて対応
特定小電力無線局		① 十分な周知を行う等事前調整を行った上で運用 ② FPU の送信電力の低減等特別な運用方法で対応
構内無線局		① 現在免許人はいないが、免許人が現れたら、十分な周知を行う等事前調整を行った上で運用 ② FPU の送信電力の低減等特別な運用方法で対応
画像伝送用携帯局		十分な周知を行う等、事前調整を行った上で運用
アマチュア無線	レピータ	(一社)日本アマチュア無線連盟を通じ、レピータ局の運用担当者と調整し、干渉を避けるよう対応を求める
	音声	FPU の運用情報を周知することが望ましい
	月面反射通信	FPU の運用情報を周知することが望ましい
航空路監視用レーダー(ARSR)		ARSR と十分な離隔距離等を確保して運用

5. 主な技術基準

使用周波数	1,240-1,300MHz 及び 2,330-2,370MHz
通信方式	単向通信方式
多重化方式	OFDM 方式
占有周波数帯幅	17.5MHz(フルモード) / 8.5MHz(ハーフモード)
周波数の許容偏差	7×10^{-6} 以下
偏波	垂直偏波、水平偏波又は円偏波
空中線電力の許容偏差	上限:50%、下限:50%
帯域外領域における スプリアス発射の強度の許容値	100mW 以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より 50dB 低い値
スプリアス領域における 不要発射の強度の許容値	50 μ W 以下又は基本周波数の搬送波電力より 70dB 低い値

6. 本件システム導入による効果

- ① 700MHz 帯における周波数再編の促進に寄与
- ② 移行先周波数帯である 1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯において、フル HD の伝送を実現

平成 25 年 3 月 13 日

日本放送協会に対する平成 25 年度国際放送実施要請について
(平成 25 年 3 月 13 日 諮問第 9 号)

日本放送協会に対する平成 25 年度協会国際衛星放送
実施要請について
(平成 25 年 3 月 13 日 諮問第 10 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

(長谷川課長補佐、内藤係長)

電話：03-5253-5798

日本放送協会に対する平成25年度国際放送等実施要請について

I ラジオ国際放送（国際放送）

1 ラジオ国際放送の現状

(1) 放送時間 1日延べ55時間55分

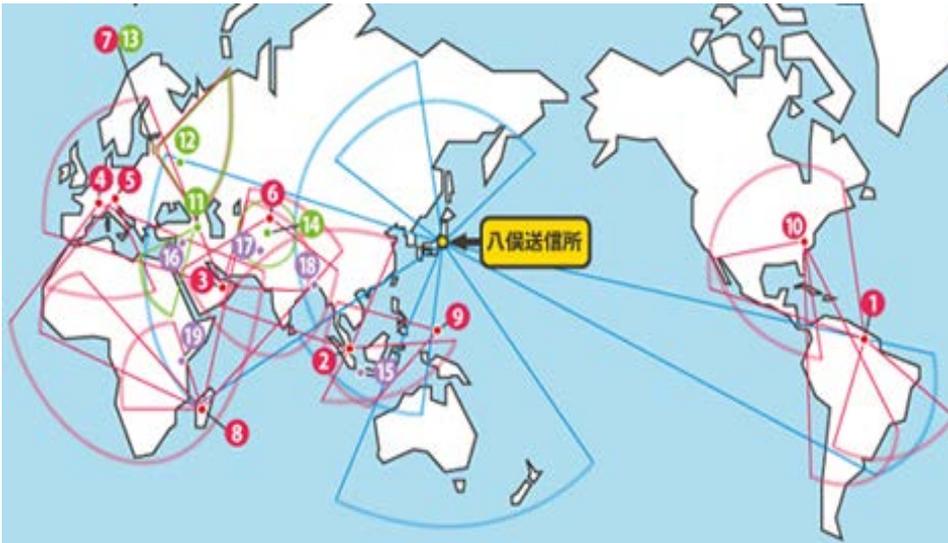
(2) 放送区域 16区域

(欧州、北米、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド）

(3) 使用言語 18言語

(日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語（ハングル）、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語)

(4) 送信施設 国内送信所1か所（八俣送信所）、海外中継局18か所



短波	①	ギアナ中継局
	②	シンガポール中継局
	③	ダバヤ中継局
	④	フランス中継局
	⑤	ドイツ中継局
	⑥	ウズベキスタン中継局
	⑦	リトアニア中継局
	⑧	マダガスカル中継局
	⑨	パラオ中継局
	⑩	アメリカ中継局
中波	⑪	アルメニア中継局
	⑫	モスクワ中継局
	⑬	リトアニア中継局
	⑭	タジキスタン中継局
	⑮	インドネシア中継
FM	⑯	ヨルダン川西岸中継
	⑰	アフガニスタン中継
	⑱	バングラデシュ中継
	⑲	タンザニア中継

(⑦と⑬は同じ)

2 実施要請のポイント

(1) 要請内容は、平成24年度と同様

- ・要請対象は、日本語・中国語・朝鮮語の3言語に限定
- ・放送事項に「北朝鮮による日本人拉致問題への留意」を明記

(2) 交付金額（平成25年度予算が原案どおり成立した場合の交付予定額）は、平成24年度とほぼ同額（9.5億円）

3 実施要請の内容

次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

- (1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。
 - ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
 - イ 国の重要な政策に係る事項
 - ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
 - エ その他国の重要事項
- (2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。※
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとし、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする。

※ 予算成立後に別途通知する。

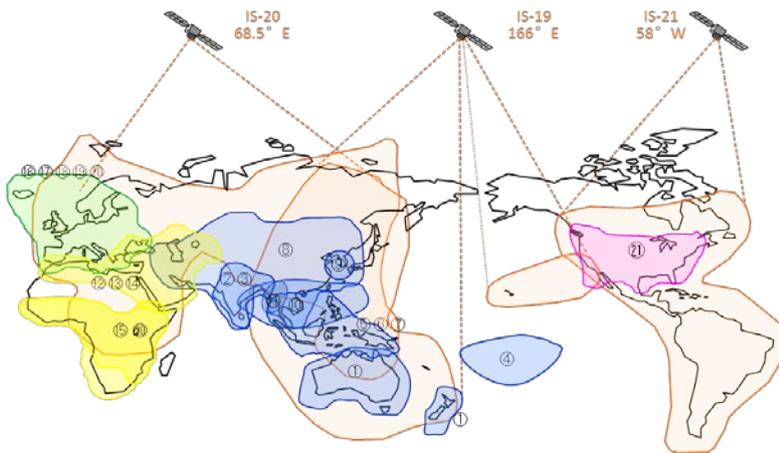
II テレビ国際放送（協会国際衛星放送）

1 テレビ国際放送の現状

- (1) 放送時間 外国人向け：1日23時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間）
邦人向け：1日5時間程度

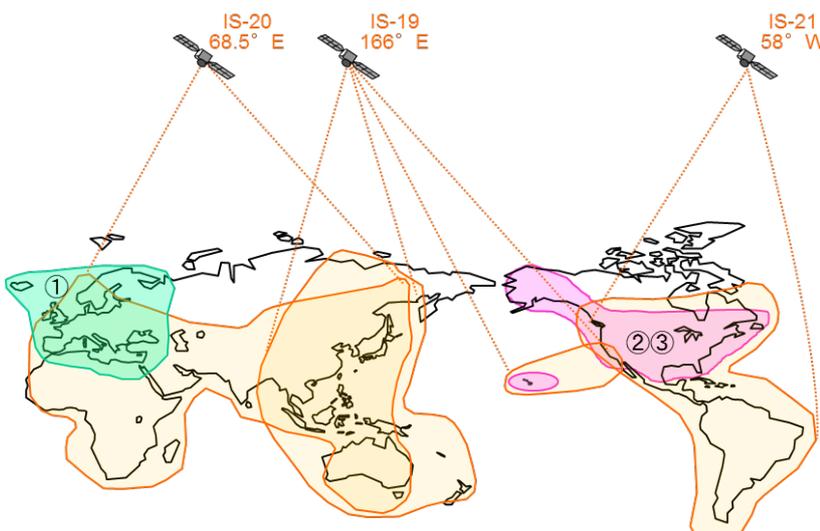
- (2) 放送区域 外国人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。
邦人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。
- (3) 使用言語 2言語（日本語、英語）
- (4) 送信衛星 外国衛星26基
- (5) 受信方法 受信機及びアンテナを用いた直接受信の他、CATVやホテルなどでも視聴が可能。

<外国人向け>



区域	使用衛星	軌道位置
アジア・太平洋	① Optus-D2	東経 152°
	② Insat 4B	東経 93.5°
	③ IS-12	東経 45.0°
	④ IS-18	東経 180°
	⑤ Palapa-D	東経 113.0°
	⑥ Vinasat 1	東経 132.0°
	⑦ NSS-11	東経 108.2°
	⑧ Asia Sat 3S	東経 105.5°
	⑨ Koreasat 6	東経 116.0°
	⑩ Asiasat 5	東経 100.5°
	⑪ Apstar-7	東経 76.5°
中東、アフリカ	⑫ Badr-4	東経 26.0°
	⑬ Amos 2	西経 4.0°
	⑭ Turksat 2A	東経 42.0°
	⑮ EutelSat 36B	東経 36.0°
	⑯ Astra 4A	東経 5.0°
欧州	⑰ EutelSat 28A	東経 28.5°
	⑱ Astra 1KR	東経 19.2°
	⑲ EutelSat Hot Bird 13A	東経 13.0°
	⑳ EutelSat 36B	東経 36.0°
	㉑ Hispasat 1E	西経 30°
	㉒ Astra 4A	東経 5.0°
北米	㉓ AMC 4	西経 101.0°

<邦人向け>



区域	使用衛星	軌道位置
欧州	① EutelSat Hot Bird 13A	東経 13.0°
北米	② Echo-14	西経 119°
	③ Anik F3	西経 118.8°

2 実施要請のポイント

- (1) 要請内容は、平成24年度と同様
・要請対象を「外国人向け」業務に限定
- (2) 交付金額（平成25年度予算が原案どおり成立した場合の交付予定額）は、平成24年度とほぼ同額（24.5億円）

3 実施要請の内容

次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 放送の内容等についての十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。※
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとし、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする。

※ 予算成立後に別途通知する。

以上

日本放送協会に対する平成25年度国際放送等実施要請について

(参考資料)

要請放送制度の概要と経緯		
平成25年度の国際放送等実施要請	-----	6
要請放送制度の仕組み	-----	7
総務省交付金額とNHK国際放送関係費の推移	-----	8
過去の要請書等		
平成24年度国際放送等実施要請事前通知書	-----	9
平成24年度ラジオ国際放送実施要請書	-----	14
平成24年度テレビ国際放送実施要請書	-----	20
平成24年度国際放送等実施要請に対するNHKの回答	-----	26
関係法令		
放送法参照条文	-----	28

平成25年3月13日

情報流通行政局 衛星・地域放送課 国際放送推進室

平成25年度の国際放送等実施要請

1. 目的

放送法の規定に基づき、NHKに国際放送を行うことを要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供するために実施。

2. 概要

- (1) 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項^{※1}その他必要な事項を指定して国際放送(ラジオ)及び協会国際衛星放送(テレビ)を行うことを要請することができる。(放送法第65条第1項)

※1 (1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ① 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- ② 国の重要な政策に係る事項
- ③ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- ④ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。(ラジオのみ)

- (2) 要請放送実施に要する費用については、放送法第67条の規定に基づき国が負担^{※2}。平成25年度は、ラジオ：約9.5億円、テレビ：約24.5億円。

※2 負担額算出の考え方：報道・解説番組を行うのに最低限必要な費用

- (3) 平成25年度の要請内容は、ラジオ・テレビとも平成24年度を踏襲。

3. これまでの取組

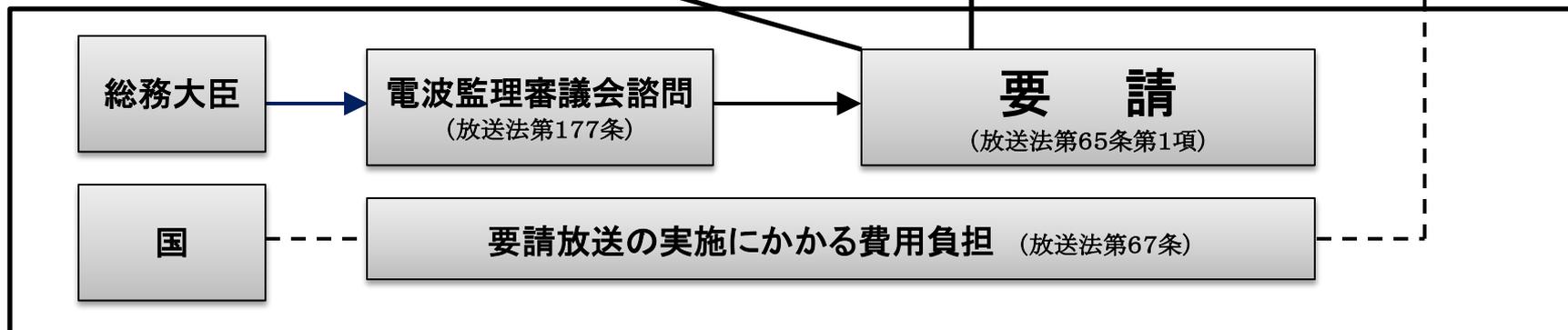
- (1) 国際放送は昭和26年度以降、また、協会国際衛星放送は平成19年度以降、それぞれ毎年度、要請等を実施。
- (2) NHKは、現在、放送法第20条第1項第4号、5号に基づき行う自主放送と一体として、要請放送を実施。

要請放送制度の仕組み

NHK



国



国際放送等の実施の要請

○放送法

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5 (略)

(国際放送等の費用負担)

第67条 第65条第1項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第1項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第65条第1項の要請及び前条第1項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でなければならない。

総務省交付金額とNHK国際放送関係費の推移

(単位:億円)

年度	総務省 交付金額		NHK国際放送関係費
	ラジオ国際放送	テレビ国際放送	
15	19.7	—	114
16	22.7	—	112
17	22.7	—	111
18	22.6	—	110
19	21.6	3.0	120
20	18.1	15.2	150
21	10.5	24.5	167
22	9.5	24.5	175
23	9.5	24.5	176
24	9.5	24.5	195
25	9.5	24.5	200

※ 平成23年度までは決算額、平成24年度は予算額、平成25年度は予定額。

※ NHK国際放送関係費については切り捨て、総務省交付金額については四捨五入。

※ NHK国際放送関係費については、平成23年度までは税込金額であるが、平成24年度から、放送法施行規則別表第2号に定める予算書の様式から消費税の項目が削除されたことに伴い、税抜金額となっている。



総情国第4号-3

平成24年3月15日

日本放送協会

会長 松本 正之 殿

総務大臣

川端 達夫



平成24年度国際放送等実施要請について（通知）

標記について、電波監理審議会の答申を受け、平成24年4月1日時点で必要な予算が国会の議決を経ている場合、同日、別添1及び2の内容により、要請を行うこととしましたので、通知します。

ただし、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定します。

つきましては、別添1及び2に示す指定の内容に沿った業務を実施するか否かを検討の上、検討の結果（応じないとする場合には、その内容及び理由を含む。）を、平成24年4月1日付けで、文書により回答されるよう願います。

総情国第 4 号-1

平成 24 年 4 月 1 日

日本放送協会

会長 松本 正之 殿

総務大臣

川端達夫 印



平成 24 年度におけるラジオ国際放送の実施について (要請)

放送法 (昭和 25 年法律第 132 号) 第 65 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項

イ 国の重要な政策に係る事項

ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項

エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸 (北部)、アジア大陸 (中部)、アジア大陸 (南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとし、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする。

以上

総情国第 4 号 - 2

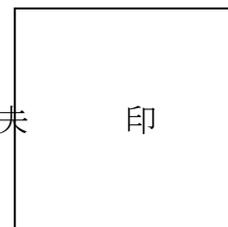
平成 24 年 4 月 1 日

日本放送協会

会長 松本 正之 殿

総務大臣

川端達夫 印



平成 24 年度におけるテレビ国際放送の実施について (要請)

放送法 (昭和 25 年法律第 132 号) 第 65 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第 20 条第 1 項第 5 号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 放送の内容等についての十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとし、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする。

以上

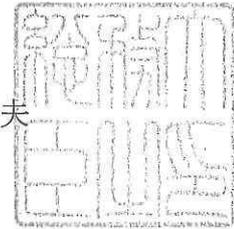


総情国第4号-1-1

平成24年4月1日

日本放送協会
会長 松本 正之 殿

総務大臣
川端 達夫



平成24年度におけるラジオ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成24年4月1日から平成24年4月6日までとする。

以上

(教示書)

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項及び第2項の規定に基づき、次のことを教示します。

- 1 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、行政不服審査法第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

なお、異議申立手続等は、放送法（昭和25年法律第132号）第180条の規定により、電波法（昭和25年法律第131号）第7章（第83条から第99条まで）の規定にのっとり行われます。

- 2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起することはできませんが、上記1の異議申立てに対する決定に対しては、行政事件訴訟法第14条及び第46条（本件は、放送法第180条の規定に基づき、電波法第7章の規定が準用されます。）の規定により、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として東京高等裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



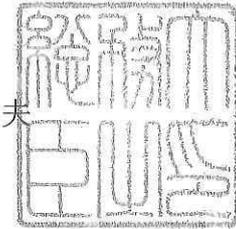
総情国第4号-1-2

平成24年4月5日

日本放送協会

会長 松本 正之 殿

総務大臣
川端 達夫



平成24年度におけるラジオ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成24年4月5日から平成25年3月31日までとする。

以上

(教示書)

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項及び第2項の規定に基づき、次のことを教示します。

- 1 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、行政不服審査法第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

なお、異議申立手続等は、放送法（昭和25年法律第132号）第180条の規定により、電波法（昭和25年法律第131号）第7章（第83条から第99条まで）の規定にのっとり行われます。

- 2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起することはできませんが、上記1の異議申立てに対する決定に対しては、行政事件訴訟法第14条及び第46条（本件は、放送法第180条の規定に基づき、電波法第7章の規定が準用されます。）の規定により、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として東京高等裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

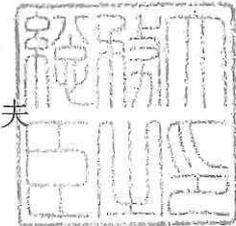


総情国第4号-2-1

平成24年4月1日

日本放送協会
会長 松本 正之 殿

総務大臣
川端 達夫



平成24年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 放送の内容等についての十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成24年4月1日から平成24年4月6日までとする。

以上

(教示書)

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項及び第2項の規定に基づき、次のことを教示します。

1 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、行政不服審査法第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

なお、異議申立手続等は、放送法（昭和25年法律第132号）第180条の規定により、電波法（昭和25年法律第131号）第7章（第83条から第99条まで）の規定にのっとり行われます。

2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起することはできませんが、上記1の異議申立てに対する決定に対しては、行政事件訴訟法第14条及び第46条（本件は、放送法第180条の規定に基づき、電波法第7章の規定が準用されます。）の規定により、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として東京高等裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



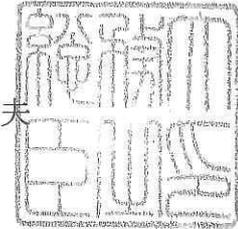
総情国第4号-2-2

平成24年4月5日

日本放送協会

会長 松本 正之 殿

総務大臣
川端 達夫



平成24年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 放送の内容等についての十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成24年4月5日から平成25年3月31日までとする。

以上

(教示書)

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項及び第2項の規定に基づき、次のことを教示します。

- 1 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、行政不服審査法第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

なお、異議申立手続等は、放送法（昭和25年法律第132号）第180条の規定により、電波法（昭和25年法律第131号）第7章（第83条から第99条まで）の規定にのっとり行われます。

- 2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起することはできませんが、上記1の異議申立てに対する決定に対しては、行政事件訴訟法第14条及び第46条（本件は、放送法第180条の規定に基づき、電波法第7章の規定が準用されます。）の規定により、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として東京高等裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



平成24年4月1日

総務大臣

川端 達夫 殿

日本放送協会

会長 松本 正之

平成24年度国際放送等の実施要請について（回答）

平成24年4月1日から4月6日におけるラジオ国際放送および
テレビ国際放送の実施要請については、これを応諾します。



平成 24 年 4 月 5 日

総務大臣

川端 達夫 殿

日本放送協会

会長 松本 正

平成 24 年度国際放送等の実施要請について (回答)

平成 24 年 4 月 5 日から平成 25 年 3 月 31 日におけるラジオ国際放送およびテレビ国際放送の実施要請については、これを応諾します。

◎放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

（目的）

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようになつていくこと。

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 （略）

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二～二十九 （略）

（放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2～6 (略)

7 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8～11 (略)

(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第二十六条 協会は、第二十条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学

学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

- 2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第八十二条第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。
- 3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、協会以外の基幹放送事業者の意見を聴かななければならない。
- 4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

（国際放送の実施の要請等）

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 4 協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。
- 5 第二十条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

（国際放送等の費用負担）

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

- 2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

（放送番組の編集等）

第八十一条 （略）

2・3 （略）

- 4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外

国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにならなければならない。

5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにならなければならない。

6 (略)

(電波監理審議会への諮問)

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第十八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第八項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第二十条第九項(提供基準の認可)、同条第十項(任意的業務の認可)、第二十二条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第六十四条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第六十五条第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)

(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第一百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第一百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第一百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)